

地方独立行政法人府中市病院機構

第3期中期計画

(令和2年度～令和5年度)

目 次

前文

第1 中期計画の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 市民病院として担うべき医療
- 2 病院の役割に応じた診療機能の確保
- 3 地域医療の推進に資するICT技術の活用の検討

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 市民から選ばれる病院づくり
- 2 組織としての経営の専門性の向上
- 3 業務管理（リスク管理）の充実
- 4 働きやすい職場環境の整備
- 5 人事制度の効果的な活用

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 経営機能の強化による自立した病院運営
- 2 収入の確保と支出の削減
- 3 計画的な投資と財源の確保

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 市の健康福祉関連施策への積極的協力

第6 予算、収支計画及び資金計画

- 1 予算
- 2 収支計画
- 3 資金計画

第7 短期借入金の限度額

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第9 剰余金の使途

第10 料金に関する事項

- 1 料金
- 2 料金の減免

第11 地方独立行政法人府中市病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画
- 2 人事に関する計画
- 3 中期目標の期間を超える債務負担
- 4 積立金の処分に関する計画

前文

第3期中期計画の策定にあたり、地方独立行政法人府中市病院機構（以下「法人」という。）の設立から今日までの8年間を振り返ります。

府中市の地域医療を守り育てる基本条例では、その基本理念を「地域医療は、市民の健康と生命を守るかけがえのないものであるため、地域に必要な医療提供体制は将来にわたって持続的に確保されなければならない。」とし、市の責務は「市は、基本理念に基づき、社会状況の変化に的確に対応し、市民が安心して暮らすことができる地域医療提供体制を構築しなければならない。」としています。

この条例を指針として策定された府中市地域医療再生計画の具体化として、府中市が（以下「市」という。）法人を設立し、府中市内の南部と北部の病院を経営統合し、法人による府中市民病院及び府中北市民病院（以下「両病院」という。）の運営を始めました。この計画が目指す医療は、市民の生活を支える医療であり、その提供体制は地域完結型の医療提供体制です。1病院で必要とされる全ての医療機能を担うのではなく、より広い地域の複数の病院と診療所からなる医療機関全体が、役割分担することによって必要とされる医療を提供するという考え方です。

令和元年9月26日、厚生労働省は、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証が必要な病院として、全国424の公立、公的病院名を公表しました。その中に、法人が運営する府中市民病院と府中北市民病院の両病院がありました。

法人設立時、市は医師不足により経営危機に陥っていた両病院を、必要最小限の病床数に減床し、しかし地域に必要な診療機能は維持することで、直面する課題への責務を果たしました。その後、法人は今日まで、府中市民病院の建て替え、両病院の病床機能の変更や医療機器の整備、看護師や医療技術者などの人材確保、府中北市民病院では新規介護事業の開始や遊休施設のサ高住への改築など、市の中期目標を達成するための取り組みを継続しています。

第3期中期計画の重点項目は、府中地域全体として必要な医療機能のうち、法人の両病院が担うべき医療や役割を明確にすることです。具体的には、広島県地域医療構想を踏まえた(1)病床の機能の分化及び連携の促進(2)地域包括ケアシステムの確立(3)医療・福祉・介護人材の確保・育成について、検証します。検証にあたっては、法人の両病院の立地条件や求められる医療機能の違いを踏まえつつ、府中地区医師会及び近隣病院との調整を図ります。また、法人設立からの目標である経常黒字（経常収支比率100%以上）を、計画期間中に達成するための計画とします。

第1 中期計画の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

法人の両病院は市民病院として、若い人、障害を持つ人、お年寄り等、年齢性別を問わず様々な状況にある市民が、安心して健やかに生活できる医療提供体制の構築に努めます。

1 市民病院として担うべき医療

医療提供体制の構築においては、立地条件や求められる医療機能の違いを踏まえつつ、法人の医療資源が最大限活用できるよう、府中地区医師会及び近隣病院との調整を図ります。

【病院運営に関する指標】

府中市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来患者数(1日あたり)	300人	325人	335人	345人
入院患者数(1日あたり)	128人	138人	138人	138人
病床利用率	85.3%	92.0%	92.0%	92.0%

府中北市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来患者数(1日あたり)	170人	170人	170人	170人
入院患者数(1日あたり)	42人	42人	42人	42人
病床利用率	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%

(1) 救急医療対策

府中市民病院は、府中地区医師会の休日当番医として、内科系と外科系の初期救急医療を担います。また、二次救急医療については、府中地区の病院群輪番制病院として、患者の状態に応じた適切な医療の提供に努めます。令和元年度、複数の新たな医師の招聘により、整形外科手術の開始、麻酔・救急科の標榜など、救急医療を担う体制が整いつつあります。今後も市民病院として、救急医療の充実に努めます。

府中北市民病院は、府中市北部で唯一、病床を有する医療機関であり、救急告示病院として引き続き上下地域の救急医療を担います。

【医療機能等指標に係る数値目標】

府中市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
救急患者数	1,600人	1,800人	2,000人	2,000人
救急車受入件数	250人	300人	350人	350人
手術件数（整形外科）	100件	130件	160件	160件

府中北市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
救急患者数	900人	900人	900人	900人
救急車受入件数	180人	180人	180人	180人
手術件数（整形外科）	60件	60件	60件	60件

(2) 災害時における医療対策

両病院とも、災害発生時も適切に医療を提供し続けるため、緊急時の職員対応マニュアル及び事業継続計画（BCP）を策定して院内で周知徹底します。

両病院において消防等関係機関と連携した災害発生時の対応訓練を実施するとともに、二次保健医療圏域内で開催される様々な防災訓練や災害対策訓練等には積極的に参加し、日頃から職員の危機管理意識の向上を図ります。

災害発生時における両病院のライフラインの確保策を検討し、市へ提出するとともに、非常時の医療提供に必要な備蓄に努めます。

災害発生時には、災害医療拠点病院や災害派遣医療チーム（DMAT）等の支援を受けながら、円滑に患者を受け入れて必要な医療を提供します。

【評価の指標に対する計画】

府中市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
防災・災害対策訓練	1回	1回	1回	1回
防火訓練	2回	2回	2回	2回
医療用水	3日分	3日分	3日分	3日分
医薬品（備蓄）	3日分	3日分	3日分	3日分
飲料水（備蓄）	3日分	3日分	3日分	3日分
食料（備蓄）	3日分	3日分	3日分	3日分

府中北市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
防災・災害対策訓練	1回	1回	1回	1回
防火訓練	2回	2回	2回	2回

医療用水	3日分	3日分	3日分	3日分
医薬品（備蓄）	3日分	3日分	3日分	3日分
飲料水（備蓄）	3日分	3日分	3日分	3日分
食料（備蓄）	3日分	3日分	3日分	3日分

(3) へき地医療対策

へき地医療拠点病院である府中市民病院は、無医地区などへの巡回診療を継続して実施し、へき地に暮らす市民の医療の確保に努めます。併せて、巡回診療の実施について、積極的に市民へ周知して受診を呼び掛けるとともに、必要に応じて巡回診療の実施場所や日数の増加を検討します。

へき地の医療確保に向けた診療支援の実現に向けて、県が指定する地域医療支援病院との連携の強化を図ります。

【医療機能等指標に係る数値目標】

府中市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回診療	200人	200人	200人	200人
医師派遣 ※1	1名	1名	1名	1名

※1 府中北市民病院へ常勤医師（内科）

(4) 周産期医療対策、小児医療対策

府中市の目指す「教育・子育てのメッカづくり」に向けて、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援に必要な医療提供体制の構築に努めます。構築にあたっては、周産期医療・小児医療に取り組む医療機関との連携による、両病院の役割を明確にし、行政と協力して周産期医療・小児医療体制について市民への周知に努めます。

両病院での外来診療及び婦人科検診を維持するとともに、医師確保に係る市の補助制度等を活用し、必要な医師の確保に粘り強く取り組みます。

【医療機能等指標に係る数値目標】

府中市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
婦人科外来	2,400人	3,000人	4,000人	4,000人
婦人科検診	700人	800人	900人	900人

府中北市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
婦人科外来	420人	420人	420人	420人

婦人科検診	90人	90人	90人	90人
-------	-----	-----	-----	-----

(5) 在宅医療と介護等の連携体制（地域包括ケアシステムの構築に資する医療・介護サービス）

地域の在宅サービスを提供する医療機関や介護事業所と円滑に連携し、切れ目のない在宅医療の提供に努めます。また、在宅での生活を支えるため、身体機能及び生活機能の維持向上に必要なリハビリの提供に努めます。

府中北市民病院のサービス付き高齢者向け住宅については、入居者が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

【評価の指標に対する計画】

府中市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
退院時ケアファレンス実施率	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%
紹介率	24.0%	29.0%	34.0%	40.0%
逆紹介率	14.0%	17.0%	20.0%	24.0%

府中北市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
退院時ケアファレンス実施率	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%

※上下町内は、1病院1診療所のため紹介率、逆紹介率は指標項目としない。

【医療機能等指標に係る数値目標】

府中市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問診療	100回	120回	120回	120回
訪問看護	4,000回	4,800回	4,800回	4,800回
訪問リハビリ	2,200回	2,500回	2,500回	2,500回

府中北市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問診療	600回	600回	600回	600回
訪問看護	1,700回	1,700回	1,700回	1,700回
訪問リハビリ	1,000回	1,000回	1,000回	1,000回
通所リハビリ	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
ささえ契約者数 ※1	8人	10人	10人	10人
サ高住入居室数 ※2	16室	16室	16室	16室

※1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ささえ

※2 サービス付き高齢者向け住宅シルベスト 全 17 室

(6) 健診等の実施による疾病予防の推進

健診事業を継続して実施するとともに、長期的な健康管理の視点から、健康講座や啓発活動などを開催し、市民の予防医療への意識を高め、健康寿命の延伸に貢献します。

【評価の指標に対する計画】

府中市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人間ドック	330人	400人	500人	600人
特定健診	460人	600人	750人	900人
がん検診	1,800人	2,200人	2,600人	3,000人
健康教室	12回	18回	24回	24回

府中北市民病院

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人間ドック	80人	100人	120人	140人
特定健診	220人	280人	340人	400人
がん検診	300人	360人	430人	500人
健康教室	6回	9回	12回	12回

2 病院の役割に応じた診療機能の確保

広島県地域医療構想を踏まえた(1)病床の機能の分化及び連携の促進(2)地域包括ケアシステムの確立に向けて、両病院の検証を行います。両病院の将来像と地域医療のあり方については、市をはじめとした関係行政機関、地区医師会や関係医療機関等と連携して検討します。

検討結果については、市に対して令和2年9月に中間報告、同年度末に最終報告をすると同時に、公表します。

(1) 市民病院の今後のあり方

市民病院の目的は、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や、連携による高度・先進医療等を提供する役割を継続的に担うことです。このため、医師をはじめとする必要な医療スタッフを適切に配置できるよう必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指します。

【広島県地域医療構想を踏まえた検証事項】

府中市民病院

検証事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病床機能				
一般病床（急性期） 50床	50床	50床	50床	50床
地域包括ケア病床（回復期） 50床	50床	50床	50床	50床
療養病床（慢性期） 50床	50床	50床	50床	50床
診療科				
内科	週5日	週5日	週5日	週5日
整形外科	週5日	週5日	週5日	週5日
外科	週1日	週5日	週5日	週5日
婦人科	週5日	週5日	週5日	週5日
麻酔・救急科	週5日	週5日	週5日	週5日
小児科	週5日	週5日	週5日	週5日
泌尿器科	週2日	週5日	週5日	週5日
耳鼻咽喉科	週2日	週2日	週2日	週2日
眼科	週1日	週1日	週1日	週1日
リハビリテーション科	週5日	週5日	週5日	週5日
精神科	週2日	週2日	週2日	週2日
救急				
二次救急輪番制病院	○	○	○	○
初期救急	○	○	○	○

府中北市民病院

検証事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病床機能				
地域包括ケア病床（回復期） 60床	60床	60床	60床	60床
診療科				
内科	週5日	週5日	週5日	週5日
整形外科	週5日	週5日	週5日	週5日
外科	週3日	週3日	週3日	週3日
婦人科	週4日	週4日	週4日	週4日
小児科	週4日	週4日	週4日	週4日

泌尿器科	週 1 日	週 1 日	週 1 日	週 1 日
耳鼻咽喉科	週 2 日	週 2 日	週 2 日	週 2 日
皮膚科	週 1 日	週 1 日	週 1 日	週 1 日
眼科	—	週 1 日	週 1 日	週 1 日
リハビリテーション科	週 5 日	週 5 日	週 5 日	週 5 日
救急				
救急告示病院	○	○	○	○
初期救急	○	○	○	○

(2) 今後の地域医療連携の方向性

両病院は、それぞれの診療圏域における地域包括ケアシステムの構築をふまえ、必要な診療機能の確保に努めます。そのために介護保険事業との整合性を確保しつつ、例えば、在宅医療に関する両病院の役割、住民の健康づくりの強化に当たっての具体的な機能、緊急時における後方病床の確保や人材育成など、両病院の規模や特性に応じて、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を明らかにします。

市内で完結できない医療機能の確保策については、今後とりまとめる病院の将来像に合わせて検討を進めることとし、他の医療機関との連携の枠組みや、その中で両病院が担う役割といった具体的体制などについては、「広島県地域医療構想（平成28年3月）」及び広島県東部地域及び岡山県南西部地域を中心とした備後圏域における医療の広域連携検討等との整合を図りながら、市及び地区医師会等と連携のうえ、病院連携の先進事例を十分に研究しながら様々な形を検討していくこととし、その一つとして、地域の関係者が医療提供体制の推進方針などを協議する場を確保するべく、府中地区医師会圏域を中心に福山・府中二次医療圏の北部を連携区域とした地域医療連携推進法人の設立を視野に入れます。

(3) 取り組むべき医師確保策

両病院の役割を明確にするとともに、市との連携・情報共有を密にし、医師の派遣元である大学病院をはじめ、広島県や広島県地域医療支援センター等の行政機関や近隣の中核病院に対する協力（医師派遣及び診療支援）要請するなど、必要な医師の確保に努めます。また、将来の地域医療を支える人材の育成・確保のため、市の医師育成奨学金奨学生のキャリア形成に向けた取組に積極的に協力します。

【医療機能に必要な常勤医師数】

府中市民病院

医師の配置	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
診療科				
内科	6人	8人	9人	10人
整形外科	2人	3人	3人	3人
外科	非常勤	1人	1人	1人
婦人科	2人	2人	2人	2人
麻酔・救急科	1人	1人	1人	1人
小児科	非常勤	1人	2人	2人
泌尿器科	非常勤	1人	1人	1人
耳鼻咽喉科	非常勤	1人	1人	1人
眼科	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤
精神科	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤
市の医師育成奨学金奨学生				
在学者数	5人	5人	4人	3人

府中北市民病院

医師の配置	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
診療科				
内科	2人	2人	3人	3人
整形外科	1人	1人	1人	1人
外科	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤
婦人科	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤
小児科	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤
泌尿器科	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤
耳鼻咽喉科	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤
皮膚科	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤
眼科	—	非常勤	非常勤	非常勤

【参考】両病院が連携している研修プログラムなど（令和元年現在）

病院名	府中市民病院	府中北市民病院
プログラムなど	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山大学病院内科専門医研修プログラム特別連携施設 ○ 福山市民病院内科専門医研修プログラム特別連携施設 ○ 中国中央病院内科専門医研 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広島大学病院協力型臨床研修病院 ○ 広島大学病院内科専門医研修プログラム連携施設 ○ 広島大学病院整形外科専門

	修プログラム特別連携施設 ○ 日本静脈経腸栄養学会認定 NST 稼働施設 ○ 日本呼吸器学会関連施設 ○ 日本アレルギー学会準教育施設	研修プログラム連携施設 ○ 呉医療センター整形外科専門研修プログラム連携施設 ○ 日本消化器病学会関連施設 ○ 日本整形外科学会専門医研修施設
--	--	--

(4) 看護師養成機関等との連携

看護師奨学金制度や両病院の採用情報などについて、看護師養成機関等や地域の高等学校などの教育機関に積極的に周知し、両病院の運営に必要な看護師等の確保に努めるとともに、府中地区医師会准看護学院をはじめとした看護師養成機関への協力を積極的に行います。

3 地域医療の推進に資する I C T 技術の活用の検討

(1) I C T 技術を活用した、新たな医療提供

地域における疾病の早期発見、重症化予防の推進及び高齢者や障害のある患者の通院の負担軽減などに向けて、市内の情報通信基盤の整備状況やシステムの技術的進歩の状況を注視しつつ、遠隔医療の導入など、新たな医療提供について検討します。

(2) H M ネットの普及促進

両病院へ電子カルテが導入されたことで、患者の診療情報の共有に向けた環境が整備されつつあることから、地区医師会をはじめとした関係機関と協力して、「ひろしま医療情報ネットワーク（通称：H M ネット）」の利活用及び周知に一層努めます。

【評価の指標に対する計画】

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
H M ネットの利用拡大に向けて、H M カードの発行枚数を増加				
発行枚数	30 枚	50 枚	70 枚	100 枚

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 市民から選ばれる病院づくり

(1) 患者満足度調査の実施とそれに伴う接遇の向上

ア 患者満足度調査の実施

両病院で患者満足度調査を定期的に行い、患者や来院者が病院のどこに不満を感じているのかを把握し、必要な改善につなげます。

イ 接遇の向上

職員の接遇向上及び病院機構全体の「思いやりの心」「おもてなしの心」の向上に資する取り組みに積極的に取り組みます。

【評価の指標に対する計画】

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
毎年度、両病院で患者満足度調査を行い、前年度の満足度を上回る。				
調査実施回数	1回	1回	1回	1回

(2) 市民への積極的な情報発信

市民への情報発信として、外来診療表・休診情報といった診察情報や職員紹介など、患者や来院者にとって身近な情報をこまめに届けるとともに、両病院のホームページを絶えず更新するように努めます。

病院まつりなどのイベントを開催するときは、より多くの市民が来場できるように開催時期に配慮するとともに、内容の充実を図ります。

(3) 安心・安全な医療提供体制の確立

ア 医療安全対策

職員全員の医療安全対策の意識を高めるとともに、医療事故や院内感染の発生・再発防止に向けた取り組みを組織的に行います。

イ コンプライアンスの徹底

個人情報保護や情報公開等に関しては、国のガイドラインや病院機構の規定等の定めに基づき、法令を遵守し、適切に対応します。

2 組織としての経営の専門性の向上

病院外部の評価などを積極的に活用し、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標の達成に必要な改善に取り組みます。

事務部門においては、病院経営の専門的知識や経営感覚に優れた人材を確保又は育成し、組織としての経営の専門性を高めます。

3 業務管理（リスク管理）の充実

病院の使命を適切に果たすため、関係法令の遵守はもとより、行動規範と職員倫理の確立に取り組みます。

監事による監査などにより、業務管理の見直しと課題の改善を図ります。

4 働きやすい職場環境の整備

働き方改革に対応した勤務制度の構築に努めるとともに、子育て世代の医師又は医療従事者が勤務し易い院内環境の整備に努めます。また、多様な働き方に対応するため、短時間正職員制度や限定正職員制度などを活用し、人材確保に努めます。

5 人事制度の効果的な活用

職員の業績、職務能力、職責等を公正に評価し、職員の意欲が引き出されるよう、効果的な人事評価制度の導入に努めます。

第4 財務内容の改善に関する事項

業務運営や財務管理の見直し及び効率化を進めるため、事務部門や看護部の組織体制、幹部会や委員会のメンバーや開催方法などを見直します。また、医師や看護師の負担軽減に、病院全体で取り組みます。組織を活性化することで職員の人材交流を進め、情報の共有による業務の効率化を図ることで歳出削減に努めます。

病院の機能として、救急患者の積極的な受入や近隣の医療機関及び介護事業所等との連携の更なる促進による病床利用率の向上など、収益の確保にも積極的に取り組むことで財務内容の改善を図り、公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保します。

【評価の指標に対する計画】

指標項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
毎年度、市からの負担金収入を含めた経常収支比率が100%を超える。				
経常収支比率	100.2%	102.8%	101.8%	101.1%
医業収支比率	100.3%	102.7%	101.6%	100.8%

1 経営機能の強化による自立した病院経営

公営企業型地方独立行政法人として、繰出基準に基づく市からの繰出(負担金)を除いては、企業の経済性の発揮による独立採算制を実現し、本中期目標期間中の経常収支の均衡を達成します。

経営情報の分析にあたっては、類似する他病院と比較するなどして、経営上の課題の把握とその改善に努めます。

2 収入の確保と支出の削減

診療報酬の改定や医療制度の変革に的確に対応するとともに、効率的な病床利用や医療機器の稼働率の向上を図り、積極的に収入の確保に取り組みます。

診療報酬の請求漏れ等の防止、未収金の発生予防及び管理・回収などにおいても、適切な対策を講じます。

両病院での医療品・医療機器等の共同購入を推進するだけでなく、各部門で業務の内容や実施体制について常に見直しを行うことで、支出の削減を図ります。

3 計画的な投資と財源の確保

建物や設備の改修、医療機器の整備・更新などの投資については、あらかじめ中期目標期間中の整備・更新計画を策定し、事前に市と検討・協議したうえで、計画的に行います。

また、将来の設備投資に向けた財源の確保に努めます。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 市の健康福祉関連施策への積極的協力

公的な病院の使命として、市の医療・健康・福祉関連施策に対して積極的に協力します。

第6 予算、収支計画及び資金計画（令和2年度～令和5年度 合計）

1 予算

（単位：百万円）

区分	合計
収入	
営業収益	16,278
医業収益	14,487
運営費負担金	1,743
補助金	48
営業外収益	311
運営費負担金	45
その他医業外収益	266
資本収入	535
長期借入金	535

その他資本収入	—
その他の収入	—
計	17,124
支出	
営業費用	14,801
医業費用	14,781
給与費	10,346
材料費	1,871
経費	2,564
一般管理費	20
営業外費用	217
資本支出	1,843
建設改良費	535
長期借入金返還金	1,308
その他の支出	—
計	16,861

2 収支計画

(単位：百万円)

区分	合計
収益の部	16,603
営業収益	16,280
医業収益	14,489
運営費負担金	1,743
補助金	48
営業外収益	323
運営費負担金	45
その他医業外収益	278
支出の部	16,192
営業費用	15,939
医業費用	15,919
給与費	10,482
材料費	1,871
経費	2,630
減価償却費	936

資産減耗費	0
一般管理費	20
営業外費用	253
臨時損失	—
純利益 (▲純損失)	411
目的積立金取崩額	—
総利益 (▲総損失)	411

3 資金計画

(単位：百万円)

区分	合計
資金収入	17,154
業務活動による収入	16,589
診療業務による収入	14,487
運営費負担金・交付金、補助金による収入	1,836
その他業務活動による収入	266
投資活動による収入	0
その他投資活動による収入	0
財務活動による収入	535
長期借入による収入	535
その他財務活動による収入	0
前期中期目標の期間からの繰越金	30
資金支出	17,154
業務活動による支出	15,018
給与費支出	10,346
材料費支出	1,871
その他業務活動による支出	2,801
投資活動による支出	535
有形固定資産の取得による支出	535
その他投資活動による支出	0
財務活動による支出	1,308
長期借入金の返済による支出	895
移行前地方債償還債務の償還による支出	413
次期中期目標の期間への繰越金	293

第7 短期借入金の限度額

- (1) 限度額 300百万円
- (2) 想定される短期借入金の発生事由
 - ア 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
 - イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てます。

第10 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とします。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の法令等により算定した額
- (2) 前号の規定にない料金
 - ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による診療については、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）に定める点数に1点単価11円50銭の額を乗じて得た額
 - イ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による診療については、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に定める点数に1点単価15円の額を乗じて得た額
- (3) 前2号以外のものについては、別に理事長が定める額

2 料金の減免

理事長は、特に必要があると認める場合は、料金の全部又は一部を減免することができることとします。

第11 地方独立行政法人府中市病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（令和2年度～令和5年度）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	535	府中市長期借入金等

2 人事に関する計画

(1) 適切な職員配置

府中地域に必要な医療を安定して提供するため、両病院の役割に応じた適切な職員配置を行います。法人内で人材を有効に配置することにより、独立行政法人化の効果が得られる人事管理を行います。

(2) 人事・給与制度の構築

統合による一体感と相乗効果が得られるとともに、職員が法人の目標と自分の役割を認識し、やりがいを持って働ける人事評価制度を検討し、人材を育成し職員の能力開発を行います。

また、求められる役割に応じ、成果が適正に評価され処遇に反映できる給与制度を構築します。

(3) 就労環境の整備

職員の就労環境の向上を図るとともに、職員の生活様式に応じた多様な働き方ができる勤務形態を導入します。

3 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

（単位：百万円）

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	413	564	977

(2) 長期借入金償還債務

（単位：百万円）

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	895	641	1,536

4 積立金の処分に関する計画

なし